養老公園の指定管理者指定申請に係る審査結果について

令和3年9月22日 岐阜県都市建築部都市公園整備局都市公園課

1 施設の概要

名 称	養老公園
所 在 地	岐阜県養老郡養老町大字滝谷、菊水、松原、船岡、高林地内
設置目的	本公園は、豊かな自然や歴史とふれあうことができる名瀑「養老の滝」を
	中心とした養老山麓に位置しており、「健康長寿の願いと命への感謝が込め
	られた自然と歴史をたどる」を基本コンセプトに、身体で直接的に芸術を体
	感できる養老天命反転地のほか、テニスコートなどのスポーツ施設、児童を
	対象に自然の中でのびのび遊ぶことができる岐阜県こどもの国など、県民の
	多様なニーズに対応できる多彩な施設を備えた都市公園です。
根拠法令等	都市公園法、岐阜県都市公園条例

- 2 指定管理者の募集方法 公募
- 3 指定管理者の募集期間 令和3年6月28日から令和3年8月10日まで

4 申請団体

申請団体の名称	共同体の構成員の名称
イビデングリーンテック株式会社	

5 審査基準

審査項目	配点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	1 0
利用者サービスの向上	3 0
施設の維持管理	5
収支計画	1 5
組織・体制	1 0
危機管理	1 0
経営基盤	5
地域連携	1 0
計	1 0 0

6 岐阜県指定管理者制度等運用委員会の開催日 令和3年9月13日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
イビデングリーンテッ	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められる
ク株式会社	ため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者 を養老公園の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで(10年間)